

別表 1

事業の内容	事業実施主体	補助率 (上限額)	補助対象	採択要件	
				個別事項	共通事項
ふくしまブランド輸出 力強化事業	農業協同組合、農業者 が組織する 団体等	1 / 2 以内 (ただし、 パイプハウスは 4,000 円 / m ² 、雨 よけパイプ ハウスは 4,200 円 / m ² を上限と する)	<p>1 検疫対策（輸出相手国の農薬残留基準への対応、農薬のドリフト防止等）に有効な機械・施設 (1) 雨除けハウス (2) パイプハウス (3) ドリフト防止型スピードスプレーヤ 等</p> <p>2 出荷時期や園地規模の拡大、品質向上のために必要な機械・施設 (1) かん水・換気装置 (2) 高所作業台車 (3) 果樹棚 (4) 暖房機 (5) 防虫ネット (6) 電照資材 等</p> <p>3 収穫物の鮮度保持のために必要な機械・施設 (1) 保冷库 等</p>	<p>1 ドリフト防止型スピードスプレーヤ、高所作業台車は、ほ場の規模拡大（基準年の 20% 以上）を伴うこと。</p> <p>2 かん水・換気装置はハウスと一体で導入する場合に限る。</p> <p>3 果樹棚は、ジョイント栽培等の早期成園化や省力技術を活用し、新植するほ場に限る。</p> <p>4 補助対象 2 の (5)、(6) はハウスに設置する場合に限る。</p>	<p>1 事業実施主体の受益者又は事業参加者は 3 戸以上であること。</p> <p>2 事業実施年度の翌々年度までに果樹、花き等の輸出を新規に開始又は輸出量を増加すること。</p> <p>3 事業実施主体の受益者又は事業参加者の過半が第三者認証 GAP 又は F GAP、若しくは花きの日持ち認証を取得すること（取得予定が確実である場合を含む）。</p>
グローバル 化実践支援 事業	農業協同組合、農業者 が組織する 団体等	定額 (ただし、 1 事業主体 当たり 1,000 千円 を上限とす る)	<p>以下の技術実証等に必要 な経費（需用費、旅費、役 務費、報償費、使用料及び 賃借料）</p> <p>1 輸出相手国の検疫に対 応した品質確保技術</p> <p>2 輸出相手国への流通に 必要な保鮮流通技術</p>		<p>1 事業実施主体の受益者 又は事業参加者は 3 戸以 上であること（事業実施 主体が県の場合を除く）。</p> <p>2 県内で輸出を行っている、 又は輸出を計画する 品目であること。</p>

別表 2

補助対象の留意事項について
<p>(1) 補助対象とする機械・施設は、原則として新品、新設とする。</p> <p>(2) 事業内容が、機能や性能を同一とする更新と認められる場合は、補助の対象としない。</p> <p>(3) 機械については、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のあるものは、それに適合する機種とし、記載のないものは、輸出量や貯蔵期間等に見合った機種とする。</p> <p>(4) パイプハウス及び雨よけパイプハウスは、それぞれ「福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した堆肥化施設の安全確保に関する指導指針」に基づくプラスチックハウスⅡ類及びⅥ類とする。なお、別表 1 の補助率（上限額）の欄に示す上限額には、設置費を含み、付帯施設は含まない。</p>